平成２７年（フ）第４０１号
川崎市幸区南幸町１丁目２番地21　ピクセル川崎弐番館　403
債務者　羽田　真通
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４２３号
川崎市幸区古市場２丁目128番地
債務者　関山　　清
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３９号
川崎市高津区下作延２丁目15番14号　金子マンション　101
債務者　坂井　志生
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４４３号
川崎市宮前区野川2295番地１　月の兎　202
債務者　加藤沙耶佳（旧姓高橋・井口）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４５０号
川崎市川崎区小田５丁目21番17号　大願荘　101
債務者　外山　年成
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４５５号
川崎市川崎区中島２丁目11番２－304号　マドローダム川崎
債務者　伊藤　時江
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２６０号
新潟市南区上下諏訪木630番地　大栄ハイツ３－H、前住所新潟市南区白根東町１丁目９番17号
債務者　田中　友基
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０２号
長野県上田市中央６丁目２番５号
債務者　高桑かず子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第４１号
岐阜県可児市桜ケ丘１丁目136番地
債務者　原　　勝也
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第１４８０号
名古屋市港区木場町９番地の７　南木場荘１棟1211号
債務者　上田　久江
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３１号
三重県津市観音寺町579番地３、前住所三重県津市津興196番地６
債務者　細川　真美
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４６号
三重県亀山市阿野田町1414番地３
債務者　坂本アンドレスこと　ＴＥＲＡＮ　ＳＡＫＡＭＯＴＯ　ＥＤＧＡＲ　ＡＮＤＲＥＳ
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２５８号
大津市和邇今宿820番地　オーレス21　102号
債務者　高山　晃弘
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７３号
大津市萱野浦22番60号　エクセルメゾン瀬田403
債務者　牧野田鶴子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８０号
大津市皇子が丘１丁目11番22号　プリンスヒルズ202
債務者　東　　暁子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９８号
大津市膳所２丁目８番１号
債務者　伴　　達男
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９３号
鳥取県鳥取市南吉方２丁目85番地エムレジデンス201号、旧住所鳥取県鳥取市行徳１丁目231番地　サーパス明徳通り601号
債務者　新井尚こと　朴　　淵尚
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
鳥取地方裁判所民事部